

令和8年度 大阪市立長谷川小中学校「いじめ対策基本方針」

令和8年4月28日改定

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、校長を長とする長谷川小中学校いじめ防止委員会を設置し、大阪市立長谷川小中学校「学校いじめ対策基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめは、絶対に許されない「人権に関わる重大な問題」であることを認識させる。
- ② 子どもたちが対等で豊かな人間関係を築くよう、人権教育や道徳教育を充実させる。
- ③ 学校と大阪市立長谷川羽曳野学園（以降、学園）、大阪中央こども相談センター及び大阪市南部こども相談センターが一体となって取り組むことができるよう連携を図る。

3 いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

4 いじめの早期発見についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

5 いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

児童生徒対象に、いじめアンケート調査を実施し、早期発見に取り組むとともに、全教職員が「児童生徒のわずかな変化」を見逃すことのないよう、当事者意識をもって観察する。

発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。全児童生徒が生活の場としている学園のフロア担当者に生活指導担当より正確な情報を伝え、情報の共有をし、協力のもと、継続した指導をする。

6 いじめ問題に取り組むための校内の取り組み

<年間計画>

【情報交換会】

- 職員連絡会の実施：月に1回
- 学園との連絡会：学園職員と月に1回
- 小中職員会議：中学校教職員と月に1回

【調査・相談】

- 児童生徒対象いじめアンケート調査 月1回
- 担任等による教育相談（随時）

【研修会】

- 人権教育研修会（4月・7月・11月）※7月の研修は、オンライン研修
- コンプライアンス研修（7月） ※オンライン研修
- いじめ対応にかかる研修（8月）※オンライン研修

7 重大事案への対処

<基本姿勢>

重大事案が発生した場合、生活指導担当を中心に、実態把握を行い、校長が速やかに学園と教育委員会に報告し、連携して事態の早期対応・早期解決に努める。

① 学校の対応について

- ・事実を隠蔽しない
- ・誠意ある対応を心がける。
- ・窓口を一本化する。

② 事実関係の明確化について

- ・いじめ防止委員会の対応策のもと、「調査チーム」を結成し、実態把握を行う。
- ・被害者、加害者の双方からの聴き取りや周囲の児童生徒からの、正確な事実関係を明確にする。

③ 教育委員会への報告について

- ・事態が起こったらすぐに報告を行い、指示を受ける。
- ・事態の進行状況を報告し、連携して調査および対応にあたる。
- ・報告書を作成し、速やかに提出する。

8 大阪市立長谷川小中学校「いじめ対策委員会」

(体制)

委員長…校長

委員…教頭、首席、生活指導担当、教務主任、各学年学級担任、

いじめ事案に応じて、委員長が承認する小中学校の教職員を加える。

その他…必要に応じて、学園職員・スクールカウンセラーを加える。

(会議の実施)

定例会…月1回の「学園との連絡会」の議事進行に含めて実施する。

必要に応じ臨時委員会を実施する。

※いじめ発見の際の流れ

